

八代広域行政事務組合議会
令和6年10月定例会会議録

(第2号)

主要目次

1. 管理者提出案件2件に対する質疑・討論・採決・一般質問・・・・・・・・ 3
2. 会議録署名議員の指名・・・・・・・・ 12

令和6年10月28日（月曜日）

八代広域行政事務組合議会令和6年10月定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和6年10月28日(月)

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（9人）

1番 成 松 由紀夫 君	2番 村 川 清 則 君
4番 橋 本 幸 一 君	5番 金 子 昌 平 君
6番 中 村 和 美 君	7番 堀 口 晃 君
8番 野 崎 伸 也 君	9番 西 尾 正 剛 君
10番 上 田 健 一 君	

(2) 欠席議員（1人）

3番 増 田 一 喜 君

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	中村 博生 君（八代市長）
副管理者	藤本 一臣 君（氷川町長）
監査委員	江崎 眞通 君
消防長	上野 三郎 君
総括審議員兼危機管理監	谷口 研朗 君
次長兼総務課長	久保田 宏之君
次長兼八代消防署長	北田 浩信 君
会計管理者兼会計課長	岩本 信弘 君
鏡消防署長	永吉 秀博 君
指令課長	丸下 進 君
警防課長	今尾 武志 君
予防課長	江嶋 正 君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課消防審議員兼課長補佐	
	中村 広喜 君
総務課総務係長兼会計課会計係長	
	小林 裕明 君
総務課主任	本永 太一 君
総務課主任	澤井 光郁 君
総務課主事	宇佐美 誠 君

1. 議事日程（第2号）

日程第1 議第13号 令和5年度八代広域行政事務組合一般会計
歳入歳出決算について（質疑）

日程第2 議第14号 契約の締結について（質疑）

日程第3 一般質問

日程第4 会議録署名議員の指名

1. 会議に付した事件

1. 日程第1

1. 日程第2

1. 日程第3 一般質問 堀口 晃 君

1. 日程第4

(午前10時00分 開議)

○副議長（西尾正剛君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

一日程第1から日程第3一

○副議長（西尾正剛君） 日程第1及び日程第2、すなわち、議第13号及び同第14号の議案2件を一括議題とし、これより本2件に対する質疑、並びに日程第3・一般質問を行います。

○副議長（西尾正剛君） 本定例会における一般質問の通告は、1名であります。それでは、通告に従い発言を許します。

▲堀口晃君 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 堀口晃君。

▲堀口晃君 7番、堀口晃です。
（堀口晃君 登壇）

▲堀口晃君 皆さん、おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

昨日の衆議院選挙投開票につきましては、深夜まで勢力が不透明で、議員の方々もたいへんお疲れになっている方もいらっしゃるだろうと思っております。

国政の行方が注視される中、私たちが冷静に見守っていきたいというふうに思っております。

さて、本日で本組合議会10月定例会も最終日を迎えることになりました。会期初日の15日には、規則で定められている10時から17時の会議時間が1時間前倒しとなり、9時に開会されました。これにつきましては、ある議員から出陣式への出席が必要であるとして、議長に時間の前倒しを求めたためとありますが、この理由による時間の変更は適切ではないというふうに思います。議長には裁量権があるものの、出陣式出席を理由に議会の時間を変更するのは、その権限を逸脱しているのではないかとというふうに考えます。今後、このようなことが再び起きないように、議長には議会運営において特段の注意を払っていただくことを強く要望させていただきます。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。

まず初めに、消防庁が推進する市町村の消防広域化についてであります。このことについては、本年4月に総務省消防庁から、市町村の消防の連携・協力の基本方針の一部改正についての通知が届いていると聞いております。消防の広域化及び連携・協力について、これまでの経緯を含め、その具体的な内容をお聞かせ

いただきたいと思います。壇上での質問を終わり、再質問等については発言者席で行います。

◎消防長（上野三郎君） 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 消防長、上野三郎君。
（消防長 上野三郎君 登壇）

◎消防長（上野三郎君） 皆さま、おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議員ご質問の1点目、令和6年4月に総務省消防庁が発表した広域化及び連携・協力の指針の具体的な内容について、これまでの経緯を含め、お答えさせていただきます。

消防の広域化につきましては、平成6年9月に総務省消防庁が消防広域化基本計画を策定し、小規模な消防本部において、出動体制や消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理・財政運営面での厳しさがあるなど、消防の体制が十分でない場合があるため、常備消防の規模を拡大することで、様々なスケールメリットを活かし消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図ることを目的として、消防の広域化が推進されてきました。

その後、平成18年6月には、消防組織法を一部改正し、市町村の消防の広域化を法律に初めて位置付け、広域化の期限を推進計画策定後5年以内とし、熊本県では、平成24年度末までの計画として熊本県消防広域化推進計画が策定されました。

その内容は、県内を城北、中央、城南、天草の4ブロックに分け、本組合は城南ブロック消防広域化協議会に位置付けられ、平成24年度末を目途として広域化を目指すことで協議が行われてきました。

しかし、設立後、幾度となく協議会が開催されたものの、財政的メリットが少ない広域組合の中核である消防が抜けると、組合運営が成り立たないなどを理由に、合併に至る承認が得られず、平成24年12月に協議会の解散となりました。

その後も県において、平成30年3月の市町村の消防の広域化に関する基本方針、いわゆる広域化指針及び同年4月の市町村の消防の連携・協力に関する基本方針、いわゆる連携・協力指針がそれぞれ改正されたことを受け、令和6年4月までの期限で、県一体体制を将来の目指す姿と位置付け、消防力を集結し、効率的な人員配置や車両、資機材等を最大限にいかした環境整備を推進し、より質の高い消防サービスを提供できる体制の強化を図るなど、広域化と連携協力の両面から消防の広域化が推進されてまいりました。

今回ご質問の令和6年4月の広域化指針及び連携・協力の指針の具体的な内容は、推進期限が切れる令和6年4月のタイミングで、広域化指針及び連携・協力指針がそれぞれ一部改正されたものでございます。

改正された主な内容につきましては、1点目が、平成31年以降広域化を果たした7地域のうち5地域では、広域化前に消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力を積極的に推進すること。2点目、指令業務の共同運

用について、都道府県は指令センターの更新時期や検討状況を把握し、消防本部に対して指令業務の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させること。3点目、連携・協力の具体例として、指令業務の共同運用、消防用車両、資機材等の共同整備、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務の共同化、特殊な救助等専門部隊の共同設置などの効果をそれぞれ示すこと。4点目、広域化及び連携・協力の推進期限を令和11年4月1日までに、さらに5年間延長したことなどでございます。

最後に、現在、熊本県における消防の広域化につきましては、将来的な方向性として県一体体制を目指すものの、その第1歩として、連携・協力の部分の推進を継続して検討しており、令和2年4月には熊本県消防連携・協力推進検討会を設置し、関係機関と連携・協力の一つであります消防指令センターの共同運用に向け、その効果や課題等の検討会を開催しているところでございます。

以上お答えといたします。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 詳しく説明をいただきましてありがとうございました。

この広域化については、平成6年、今からだいたいもう30年ぐらい前に、消防庁が消防の広域化基本計画を策定して、それから30年の間、幾度となく改正がなされてこられたということが良くわかりました。

そして、令和元年には、熊本県では、熊本県消防力強化推進計画というのが策定され、令和6年4月までの期間限定で県下全域を視野に入れた消防力の確保、効率的な人員配置、資機材の整備充実を図り、より質の高い消防サービスを目指すということで、県一体体制を最終的には目標にしているということでございました。たいへんわかりやすい説明をありがとうございました。

それから、また、令和2年につきましては、熊本県の消防連携・協力推進検討会というのを設置されて、今、鋭意協議を行っているということでございます。

そこで、再質問ですが、今回計画をされている令和6年4月に改定があった分、今回計画されている広域化が今後進んでいくということになりますと、八代広域行政事務組合に及ぼす影響については、どのようなことが考えられるか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

◎消防長(上野三郎君) 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 消防長、上野三郎君。

◎消防長(上野三郎君) 自席からお答えさせていただきます。

議員ご質問の2点目、消防の広域化が本組合に及ぼす影響についてお答えさせていただきます。

まず、広域化が本組合に及ぼす影響をメリットとデメリットとしてお答えさせ

ていただきます。

初めに、メリットの部分につきましては、1点目、大規模地震や激甚化・頻発化する自然災害時の対応力の強化が期待できること。2点目、管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮、本部機能統合化による効率的な現場活動要員の再配置に伴う現場体制の強化が期待できること。3点目、消防車両や消防施設の統合による施設整備費等の削減が期待できること。などのスケールメリットがございます。

しかしながら、懸念されるデメリットといたしましては、1点目、管轄区域の見直しにより、職員間において地理的な不安から現場到着の遅延が懸念されること。2点目、広域化による現行の管轄外への出場による災害対応力の低下が懸念されること。3点目、当該本部や署が規模縮小となった場合の地域への消防力の低下が懸念されること。4点目、管内消防団との連携の希薄化が懸念されること。などのデメリットも考えられます。

ただし、一概に広域化と言いましても、広域化の規模等により、ただ今お答えしたメリット・デメリットが異なってまいりますので、具体的な広域化により本組合の影響は変わることを申し添えさせていただきます。

以上お答えといたします。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 どうもありがとうございました。

メリットとデメリットを分けていただいて、凄くわかりやすい答弁でありました。今後のことが、本格的な広域化の議論がなされ、具体的な内容について提示されたときに判断していくと、今現在については何とも言えないというような、こんなお話だったと思います。

それでは、この項の最後に、これまでの答弁を踏まえて、本組合の広域化に対する基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎消防長(上野三郎君) 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 消防長、上野三郎君。

◎消防長(上野三郎君) 自席から答弁させていただきます。

議員、御質問の3点目、本組合の広域化に対する基本的な考え方についてお答えさせていただきます。

これまで、県内の消防広域化につきましては、平成26年4月の中央ブロックにおいて、熊本市消防局に隣接の高遊原消防本部が事務委託方式で広域化となった経緯がございます。

それ以降も、県の主導の下、広域化が推進されておりますが、消防本部の広域化には至っておりません。

県においては、消防広域化に対するハードルは高いものがあるが、今後発生しうる大規模災害のリスクの高まりや自治体の行財政環境等を考慮すると、小規模消防本部が単独で、より質の高い消防力の強化を図ることは困難であり、消防広域化の必要性は、今後ますます高まっていくとされております。

本組合の消防の広域化に対する基本的な考え方につきましては、県と同様の認識ではあるものの、消防力強化に向けた方策や、将来的な広域化に対するスケールメリットの認識、国や県の新たな方針、また、県内消防本部の広域化に向けた動向を注視し、構成市町とも協議を行いながら八代広域消防にとって最良の方策を慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、消防連携・協力の分野の推進につきましては、熊本県により、消防指令センターの共同運用の実現に向けた取り組みが進められている中、今後の中長期の方向性として、将来的な全県一区の消防指令センター運用を目指しつつ、並行して地域単位の検討を進めていくとされております。

共同運用に係る課題把握のほか、ベンダー各社へのヒアリング、県警察本部の指令システム視察、他県の事例収集等を通じて、様々な角度から費用低減策等の課題解決策を検討していくことと、県ではされております。

本組合といたしましても、広域化には至らずとも、この消防連携・協力の分野につきましては、車両や施設、設備の共同運用を推進することで、構成市町の財政負担の低減にも繋がる可能性があることから、今後の国や県の動向を注視しつつ、中・長期的な視野で県下消防本部、構成市町等と協議を行いながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上お答えといたします。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 ありがとうございました。

広域化については、概ね必要であるというご認識であると思っております。しかし、その国や県の新たな指針という部分が今後出てくるんだろうと思ひまして、それを注視していくということでございました。

また、消防連携・協力の推進については、消防指令センターの共同運用を当面の課題として取り組んでいかれるというふうなお話でございました。

いずれにしましても、この広域化によって、八代地域、氷川地域の消防サービスの低下になっては、本末転倒になってしまうと思ひます。そのようなことが起こらないよう慎重に議論を進めていただき、今後とも、広域化の推進に邁進していただきたいというふうに思っております。

以上で、この項を終わります。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

(堀口晃君 登壇)

▲堀口晃君 2点目の消防職員と一般行政職員の現在の給与水準についてであります。

消防職員は365日、24時間体制で自らの命をかけて、市民の生命財産を守るため昼夜を問わず努力を続けていただいております。

本来であれば、消防職員の給与に関し、私は公安職に準ずるべきというふうに考えておりますが、現在の本組合における消防職員の給与と一般行政職員の給与水準において、詳しくお聞かせいただければと思います。

再質問は、発言者席より行います。

◎消防長（上野三郎君） 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 消防長、上野三郎君。
(消防長 上野三郎君 登壇)

◎消防長（上野三郎君） 議員ご質問の、本組合消防職員と一般行政職員との給与水準について、お答えさせていただきます。

本組合職員の給料については、本組合職員の給与に関する条例に規定されており、当該条例第2条で、職員の給与に関しては、八代市一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用すると規定してございます。

従いまして、給料表についても八代市行政職給料表を準用し、1級の主事から7級の部長級の消防長まで7級制の運用としており、一般行政職の八代市の職員との給料格差はございません。

ただし、消防という職種は階級がございますので、階級に適合した職務を併記した級別職務格付表を本組合独自で規定し、運用しているところでございます。

また、職員への各種手当につきましては、通勤手当、扶養手当及び時間外勤務手当等の一般行政職と同じ目的の手当等については、給料と同様に八代市の条例規則を準用しておりますが、消防業務の特殊性から特殊勤務手当については、別段の規定がございます。

この特殊勤務手当につきましては、本組合独自の条例を定めておりまして、総務省が示します基準財政需要額の算定基準に基づき支給要件や支給額を想定し、各種災害へ対応した職員へ毎月支給しているところでございます。

さらに先般、国から新たな特殊勤務手当の創設を促す通知が発出され、内容としましては、職員を緊急消防援助隊等で派遣した際に支給する大規模災害派遣手当の新設を今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、令和5年度から人事評価の結果を昇任、昇格及び昇給に反映させております。この人事評価の活用につきましては、構成市町でも取り組まれておられ、本組合におきましても仕事を一生懸命やっている職員、熱い情熱をもって頑張っている職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力や挙げた業績を正當に評価することによって、職員の業務に対する意欲の高揚を図るため、今後も鋭意取り組んでいく所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 どうもありがとうございました。

今お答えいただいた中においては、消防職員の給与については行政職給料表を準用しているため、八代市の職員と基本的には変わらないということでした。

違いがあるとすれば、特殊勤務手当があるということであります。ただ、その特殊勤務手当というのが、そんなに高額な手当ではないということもお聞きしております。

さらに、今初めて知ったんですが、国から新たな特殊勤務手当の創設について通知があるということでもございました。大規模災害派遣手当を検討していくということでもございますが、是非、本組合においても、この大規模災害派遣手当を創設していただければと思っています。

それから、非常にいいなと思ったのが、人事評価についてでありまして、職員の士気を高めるためにたいへん重要なことでもありますので、今後とも、この士気を高めるためのことは継続して取り組んでいただきたいと思います。

そこで、再質問であります。先ほども申し上げましたが、市民の生命そして財産を守るため、24時間体制で、365日命をかけて働く消防職員の処遇の改善について、お聞かせをいただきたいと思います。

私は、先ほども申し上げましたとおり、消防職員の給料は、公安職の給料表に準じた報酬が適当であると考えておりますし、先ほどもそういうふうに言いました。

今後、この公安職の給料表を検討する考えはないかお聞かせください。

それともう一つ、消防職員の職場の環境や福利厚生についての処遇改善はどのようになっているのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いします。

◎消防長(上野三郎君) 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 消防長、上野三郎君。

◎消防長(上野三郎君) 自席からお答えさせていただきます。

議員ご質問の市民の生命と財産を守るため24時間体制で命を懸けて働く消防職員の処遇改善につきましては、職員の処遇として考えられます給与面・職場環境面・福利厚生面の3つの角度から、お答えさせていただきます。

初めに、給与面についてであります。先ほどの答弁でも説明しましたとおり、本組合の給料体制は、八代市の給与条例を準用しておりますので行政職給料表1級から7級までの7級制で、運用しているところでございます。

しかしながら本来、消防職員の給与につきましては、その職務の危険度や特殊

性を鑑み、消防庁から一般職とは異なる特別給料表の適用を推奨されており、その特別給料表は国家公務員の公安職給料表に相当し、本組合の組織の規模からしますと8級制の給料表となるものです。

この公安職給料表の特徴としましては、下位の級であります1級から3級までの号俸数が、行政職給料表に比べ多く設定されおります。

これは、消防組織の階級制度はピラミッド型をなしており、相対的に下位の級の職員、つまり若い職員が多数を占め、併せて下位の級に長く留まることとなり、いわゆる昇給の頭打ちを防ぎ、順当に定期昇給がなされるように設定してあるものです。

そこで、本組合でも平成21年に設置された城南ブロック消防広域化協議会におきまして、公安職給料表に準ずる独自の消防給料表の採用について、城南4消防本部間で検討を重ねましたが、各消防本部の構成市町村との調整がつかず、採用に至りませんでした。

さらに、平成26年には、本組合内に消防職員給与制度検討委員会を立ち上げ、ここでも独自策定の消防給料表の採用について再度検討しておりますが、構成市町村が採用されておられます給料表とのバランスを考慮・尊重し、公安職給料表もしくは消防職給料表の採用には至りませんでした。

現在においても、県内消防本部で公安職給料表を採用している消防本部はありませんが、全国的に見ると令和5年度の調査において、行政職給料表を採用している消防本部が49.5%でございます。

一方、公安職給料表又はこれに準じた独自の給料表を採用している消防本部が50.5%となっており、半々もしくは微増傾向にありますので、引き続き構成市町村と十分に協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、職場環境面についてでございますが、毎年、職場の環境調査を実施し、各所属から提出された改善点について、本組合衛生委員会の中で改善策を協議しているところでございます。

当衛生委員会では、衛生管理者や産業医からの専門的な意見を反映しまして、改善に要する費用面については適宜予算化し、近年では八代消防署仮眠室の個室化や車庫のLED化等を実現しております。

消防職員が24時間勤務するうえで、より快適に、かつ有事の際には最高のパフォーマンスが発揮できるように、今後も職場環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、職員の福利厚生面についてであります。ワーク・ライフバランスが叫ばれます昨今、職員の福利厚生については重要な部分であるものと認識しているところでございます。

そこで、まず本組合職員の年次有給休暇についてみますと、令和5年中の取得日数は平均16.4日であり、熊本県内の地方公共団体の平均12.5日を上回っております。

また、国や県が強力に推進しております男性職員の育児休業取得についてでございますが、令和5年中八代市役所では36.4%の男性職員が取得されているところ、本組合においても男性職員の育児休業の取得については推奨はしているものの、現状として育児休業を取得している男性職員はいない状況でございます。

このことは、消防の現場対応部隊は、部隊単位で勤務する最低人員の数が定められており、また、本組合の職員条例定数252人イコール実員数であり、余剰人員が含まれていないため、育児休業等の長期休暇を取得することにより、人員が不足し、人員の確保等、職場に迷惑が掛かるのではないかと、職員の心理的な作用も一つの要因ではないかと考察しております。

この人員の不足については、一昨年、新型コロナウイルス感染症が職員間でクラスター発生した際に、総務課や予防課で勤務する毎日勤務の職員が、一旦、部隊運用のための人員として隔日勤務のシフトに入り、数日間勤務した経緯もございます。

また、昨今は定年延長制度の導入により、60歳以上の高齢期職員が増加し、65歳の定年まで条例定数252人に含まれ在職することとなります。

しかしながら、定年延長の高齢期職員が災害現場の第一線で活動することは、身体的・体力的にも厳しく、現場部隊の人員としては、活用は困難であると考えております。

そのため、現行の252人の消防力では、現場対応部隊に不安な部分もございますので、今後も継続し消防力の充実強化に向け、条例定数の見直し・検討を含め、構成市町とも十分な協議を行いながら、職員の処遇改善に繋げていく所存でございます。

以上、お答えといたします。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○副議長(西尾正剛君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 どうもありがとうございました。

今ご答弁の中で、以前も公安職の給料に関して検討されているということで、平成21年に城南ブロックの消防広域化協議会においてご提案をされたということでございますが、採用には至らなかったということ。それから、その後、平成26年、10年ぐらい前になりますけども、消防職員給与制度検討委員会が立ち上がったけども、依然としてそれには至らなかったということがございます。

今回、良い機会でございますので、また、こういう検討会、そしてまた、この公安職という部分がどういうものかということは今一度考えていただいて、是非、この部分については検討を始めていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それを行うことによって、今後、今現在、少子化という部分が非常に訴えられていますけども、消防職員の確保も今現在難しい状況にありますよね。ですからその職員の部分につきまして、公安職ですよというようなところも含めて、人材の確保というのをも併せて検討していただくということにさせていただければというふうに思います。

それから、最後に、答弁にありましたように、職員の定数が252人というふうな部分の中において、男性職員がなかなか育児休暇も取りづらいという状況のお話がありました。それは、その252人の定数があるが故にということござ

いましたので、その定数も今後、変えていくというふうなところでの検討をするというふうなお話がありましたので、この辺につきましては、職員の皆さま方の処遇改善につながることもありますので、是非、検討していただきたいと思えます。

消防職員のより良い職場環境作りにご尽力いただきますよう要望し、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（西尾正剛君） 以上で、議第13号及び議第14号に対する質疑並びに、一般質問を終わります。

○副議長（西尾正剛君） これより、本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西尾正剛君） 以上で討論を終わり、これより採決いたします。

議第13号・令和5年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、これを認定するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副議長（西尾正剛君） 挙手全員。よって本件は認定することに決しました。

○副議長（西尾正剛君） 議第14号・八代消防署坂本分署庁舎建設建築工事に係る契約の締結について、これを可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○副議長（西尾正剛君） 挙手全員。よって本件は可決されました。

一日程第4一

○副議長（西尾正剛君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に中村和美君、野崎伸也君を指名いたします。

○副議長（西尾正剛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○副議長（西尾正剛君） 閉会にあたり、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○副議長（西尾正剛君） 管理者 中村博生君。
（管理者 中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

閉会にあたりまして、一言お礼を兼ねましてご挨拶申し上げます。

今月15日から始まりまして、本組合議会10月定例会におきましては、提案いたしました全ての議案につきまして、原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。

一般質問におきましては、近年全国的に話題となっております消防広域化、そして、組合の職員の処遇改善について、ご質問と貴重な提言をいただきました。お礼申し上げたいと思います。今後も消防行政の発展と地域住民の安全・安心を守るため尽力してまいりますので、引き続き、議員各位のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

10月も下旬となりました。台風21号の動きがちょっと気になりますけども、たいへん昨日は暑くて、今日は寒いような気候となっております。これからの時期は、空気が乾燥して、火災が発生しやすくなりますことから、11月9日から実施されます秋の全国火災予防運動期間中などにおいてSNSや消防車両を活用して、積極的に広報活動や注意喚起を行い、火災発生の予防に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、ここ数日は秋の深まりとともに、朝夕の気温の変化が大きくなってまいりました。議員各位におかれましては、体調管理に十分留意の上、益々ご活躍いただきますよう祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（西尾正剛君） これをもって、八代広域行政事務組合議会令和6年10月定例会を閉会いたします。

（午前10時38分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 28 日

八代広域行政事務組合議会 副議長

(西 尾 正 剛)

同 議 員

(中 村 和 美)

同 議 員

(野 崎 伸 也)